

東京大学大学院 情報理工学系研究科 東京大学データサイエンティスト養成講座 (DSS) 協賛事業 協賛金 募集要項

東京大学データサイエンティスト養成講座 (Data Science School, 以下DSS) は東京大学大学院 情報理工学系研究科が主体で実施している大学院生向け教育・研究プログラムです。日々変化する社会の中でデータサイエンスを通じて価値を創成するには単に統計学や機械学習を表層的に応用するだけでは限界があります。本プログラムではデータサイエンスの根幹を支える数理的手法や情報処理技術を学ぶ基礎課程、ビジネス課題解決能力を養成する応用課程、先進的なデータサイエンス課題の研究を遂行する実践課程の3課程を通じて、大規模データから社会的価値の高い知識を引き出す手法を広く教育ならびに研究します。

DSSの教育活動および研究活動は産学連携の基礎となります。特に応用課程では協賛会員の企業から提供いただいたデータと課題を用い教員と学生と一緒に課題解決へ取り組みます。企業と学生、教員の議論を通じて生み出された成果はレポートなどの形で企業へ還元されます。また会員種別によってはプロジェクトベースのデータ分析も実施し、より先進的かつ実用的なデータサイエンス課題の解決を実施します。

またDSSは産学の垣根を越えて、データサイエンス関係の人材が集うコミュニティとしての側面も持っています。定期的開催するシンポジウムなどの会合ではDSS関係者に限らず学内の研究者や学生、社会で活躍するDSS卒業生、そしてDSS協賛企業が集い、情報交換および交流を図りデータサイエンスに関わる産学双方の人材ネットワークを活性化します。

1. 協賛事業の目的

国立大学法人東京大学 (以下「本学」という) では、DSSにおける教育・研究プログラムの実施を通じて、データサイエンス分野での産学連携プロジェクトを広く推進します。具体的には企業から先進的なデータサイエンス課題を広く募り、学生・研究者と一緒に課題を解決します。またシンポジウムなどの会合を定期的開催し、産学の垣根を越えて広く人材交流を図るとともに、データサイエンスに関わる情報交換の場を提供します。

2. 名称

東京大学大学院 情報理工学系研究科 東京大学データサイエンティスト養成講座 (DSS) 協賛事業

3. 募集内容

協賛金: 事前協議を行い決定します

4. 募集期間

2023年7月1日 - 2024年3月31日

5. 活動内容と協賛会員受益

- (1) 学生・教員と一緒に企業課題解決法の探索
協賛会員が提示する課題に対して協賛会員と協力して課題解決の方法を探索します。
- (2) シンポジウム等への参加
DSS関係者 (学内関係者ならびに他のDSS協賛企業) との交流を目的としたシンポジウム等の会合へ参加ができます (会場までの旅費等は協賛金とは別にご負担いただきます)。
- (3) DSSのホームページや活動を通じて、協賛会員が本事業に協賛いただいていることを宣伝します。
- (4) 協賛会員は、事前協議の上、協賛金納付日の翌日から当該年度末日まで本事業に協賛していることを宣伝することができます。

6. 応募資格 本事業の趣旨に賛同する法人。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) 社会問題を起こしているもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- (6) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (7) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- (8) 政治団体
- (9) 宗教団体
- (10) 前各号によるもののほか、本学の協賛者としてふさわしくないと本学が認めるもの

7. 申し込み法人

法人、もしくは必要に応じてグループ企業単位で申し込みが可能です。

8. 提出書類

協賛申込書（別紙様式）

9. 協賛金納入時期

協賛申込書受領後、本学より請求書を送付します。協賛者は、請求書記載の期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします。

10. 協賛の解除

協賛者が応募資格を欠くことになったとき、または信用失墜行為等に伴い本事業のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、本学は協賛の解除をできることとします。また協賛者の事情等により協賛の継続が困難となった場合は、1ヶ月以上前に書面で協賛解除を申し出て下さい。なお、お支払いいただいた協賛金は返還いたしません。

11. その他

本事業終了年度末時点での残金は東京大学基金に組み入れ、高度なデータサイエンス人材する目的で活用させていただきます。

問合せ先:

東京大学大学院情報理工学系研究科 電話：03-5810-8087（活動内容についてのお問い合わせ）

Email：（質問全般） staff@dss.i.u-tokyo